

大都市地域における特別区の設置に関する法律施行規則 新旧対照表

○ 公職選挙法施行規則（昭和二十五年総理府令第十三号）（附則第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（期日前投票又は不在者投票を行うことができる用務）</p> <p>第十五条の四 法第四十八条の二第一項第一号（法第四十九条第一項においてこれを引用し、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）、市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）若しくは大都市地域における特別区の設置に関する法律（平成二十四年法律第八十号）においてこれを準用し、又は最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第三百三十六号）においてこの例によることとされている場合を含む。）の規定によつて期日前投票又は不在者投票を行うことができる用務は、葬式の喪主等冠婚葬祭の主宰をする者、その者の親族その他社会通念上これらの者に類する地位にあると認められる者が当該冠婚葬祭において行うべき用務とする。</p> <p>（期日前投票又は不在者投票を行うことができる地域）</p> <p>第十六条 法第四十八条の二第一項第四号（法第四十九条第一項においてこれを引用し、地方自治法、市町村の合併の特例に関する法律若しくは大都市地域における特別区の設置に関する法律においてこれを準用し、又は最高裁判所裁判官国民審査法においてこ</p>	<p>（期日前投票又は不在者投票を行うことができる用務）</p> <p>第十五条の四 法第四十八条の二第一項第一号（法第四十九条第一項においてこれを引用し、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）若しくは市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）においてこれを準用し、又は最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第三百三十六号）においてこの例によることとされている場合を含む。）の規定によつて期日前投票又は不在者投票を行うことができる用務は、葬式の喪主等冠婚葬祭の主宰をする者、その者の親族その他社会通念上これらの者に類する地位にあると認められる者が当該冠婚葬祭において行うべき用務とする。</p> <p>（期日前投票又は不在者投票を行うことができる地域）</p> <p>第十六条 法第四十八条の二第一項第四号（法第四十九条第一項においてこれを引用し、地方自治法若しくは市町村の合併の特例に関する法律においてこれを準用し、又は最高裁判所裁判官国民審査法においてこの例によることとされている場合を含む。）の規</p>

の例によることとされている場合を含む。)の規定によつて期日前投票又は不在者投票を行うことができる地域は、別表第一のとおりとする。

(国立保養所)

第十六条の二 令第五十条第一項(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)、市町村の合併の特例に関する法律施行令(平成十七年政令第五十五号)若しくは大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令(平成二十五年政令第四十二号)においてこれを準用し、又は最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第二百二十二号)においてこの例によることとされている場合を含む。)に規定する厚生労働省組織令(平成十二年政令第二百五十二号)第四百九条に規定する国立障害者リハビリテーションセンターの内部組織のうち総務省令で定めるものは、厚生労働省組織規則(平成十三年厚生労働省令第一号)第六百四十九条の規定により置かれる国立保養所とする。

(船員の不在者投票用紙等を交付する市町村)

第十七条 令第五十一条第一項(地方自治法施行令、市町村の合併の特例に関する法律施行令若しくは大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令においてこれを準用し、又は最高裁判所裁判官国民審査法施行令においてこの例によることとされている場合を含む。)の規定によつて船員の不在者投票の投票用紙及び投票用封筒を交付する市町村は、別表第二のとおりとする。

定によつて期日前投票又は不在者投票を行うことができる地域は、別表第一のとおりとする。

(国立保養所)

第十六条の二 令第五十条第一項(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)若しくは市町村の合併の特例に関する法律施行令(平成十七年政令第五十五号)においてこれを準用し、又は最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第二百二十二号)においてこの例によることとされている場合を含む。)に規定する厚生労働省組織令(平成十二年政令第二百二十二号)第四百九条に規定する国立障害者リハビリテーションセンターの内部組織のうち総務省令で定めるものは、厚生労働省組織規則(平成十三年厚生労働省令第一号)第六百四十九条の規定により置かれる国立保養所とする。

(船員の不在者投票用紙等を交付する市町村)

第十七条 令第五十一条第一項(地方自治法施行令若しくは市町村の合併の特例に関する法律施行令においてこれを準用し、又は最高裁判所裁判官国民審査法施行令においてこの例によることとされている場合を含む。)の規定によつて船員の不在者投票の投票用紙及び投票用封筒を交付する市町村は、別表第二のとおりとする。